

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第347号)

平成16年12月22日

横情審答申第347号

平成16年12月22日

横浜市長 中田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に
基づく諮問について（答申）

平成15年9月2日建監第117号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「横浜市港南区港南 丁目 - 有限会社 に対して是正措置勧告
したことの元になった資料一式」の非開示決定に対する異議申立てについて
の諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「横浜市港南区港南 丁目 - 有限会社 に対して是正措置勧告したことの元になった資料一式」を非開示とした決定のうち、別表に示す部分を非開示とした決定は妥当であるが、その余の部分は開示すべきである。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「横浜市港南区港南 丁目 - 有限会社 に対して是正措置勧告したことの元になった資料一式」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成15年6月10日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の処分理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号、第3号ア、第4号、第5号及び第6号アに該当するため非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

なお、本件申立文書は、違反審議票（平成4年6月2日受付4港南第 号。以下「違反審議票」という。）、指導経過、通知書(控)、施工状況報告書、是正事項の報告書、違反建築物調査報告書(平成4年5月29日区報告第 号。以下「違反建築物調査報告書」という。)で構成される。

(1) 条例第7条第2項第2号の該当性について

本件申立文書のうちの違反審議票に記録されている建築主氏名及び現場地名地番、指導経過に記録されている建築主及びその他関係者の氏名及び住所、通知書(控)に記録されている建築主氏名及び建築場所地名地番、施工状況報告書に記録されている建築主氏名及び建築場所地名地番、是正事項の報告書の報告書中に記録されている建築主氏名、違反建築物調査報告書の報告書に記録されている建築主の住所、氏名、電話番号及び職業並びに現場地名地番並びに違反建築物調査報告書の添付資料に記録されている建築主の氏名、住所及び電話番号並びに建築場所地名地番は、個人に関する情報であって、当該情報だけで、又は他の情報と照合することにより、特定の個人

を識別することができることとなるものであることから、本号に該当し非開示とした。

(2) 条例第7条第2項第3号アの該当性について

本件申立文書のうちの施工状況報告書の添付資料である各階平面図並びに違反建築物調査報告書の添付資料である各階平面図、立面図、断面図及び矩形図等の設計図書については、公にすることにより、設計者の技術的ノウハウが明らかとなり、法人の事業活動が損なわれ正当な利益を害するおそれがあることから、本号アに該当し非開示とした。

また、本件申立文書のうちの指導経過に記録されている法人名及び工事施工者名、施工状況報告書に記録されている工事監理者(法人名及び事業を営む個人名)、是正事項の報告書に記録されている工事施工者(法人名及び事業を営む個人名)並びに違反建築物調査報告書の報告書及び添付資料に記録されている設計者・監理者(法人名、事業を営む個人名、住所、電話番号及び免許番号)及び工事施工者(法人名、事業を営む個人名、住所、電話番号及び建設業者登録番号)を公にすることは、法人等及び事業を営む個人の名誉、社会的評価、社会的活動の自由等が損なわれると認められ、本号アに該当するため、併せて非開示とした。

(3) 条例第7条第2項第4号の該当性について

本件申立文書のうちの施工状況報告書の添付資料である各階平面図並びに違反建築物調査報告書の添付資料である各階平面図、断面図及び矩形図には、家屋内部の間取り等の表記があり、是正事項の報告書の添付資料である1階床コンクリート打ち込み写真についても1階部分の間取りに関連するため、公にすることにより、家屋の構造等が明らかにされ、使用者等が犯罪の被害者となるおそれがある情報であることから、本号に該当し非開示とした。

また、施工状況報告書に記録されている工事監理者印の印影、是正事項の報告書に記録されている工事施工者印の印影並びに違反建築物調査報告書の添付資料に記録されている建築主印及び設計者印の印影は、特定の個人又は法人等の財産権が侵害されるおそれがある情報であるため、併せて非開示とした。

(4) 条例第7条第2項第5号の該当性について

本件申立文書の全てについて、市内部での違反状況や指導に関する率直な意見交換や対応が記載されており、また、処分が確定していない段階にあることから、公にすることにより意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれや不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがある情報であることから、本号に該当し非開示とした。

(5) 条例第7条第2項第6号の該当性について

本件申立文書の全てについて、処分が確定していない段階であることから、公にすることにより、今後の適正な是正指導の遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、本号に該当し非開示とした。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 異議申立てに係る処分のうち、非開示決定処分を取り消すとの決定を求める。
- (2) 諸手続きの進捗に伴い、開示される可能性が生じると予測できるため、また逆に本件異議申立てを行うことにより、諸手続きが進捗する可能性が予測できるため。
- (3) 本件申立文書については、既に横浜地方裁判所平成14年(ケ)第 号（以下「競売物件目録」という。）において公示されていた情報もあるので、それらに関する情報は開示を拒む法益を有しない。
- (4) 本件申立文書については、10年以上も経過しているが放置されたままで何の処分もされていない。ある期間が過ぎれば公開できる情報もあるのではないか。

5 審査会の判断

(1) 建築監察に係る事業について

建築局建築指導部監察指導課（当時は企画指導課。以下「監察指導課」という。）では、各方面別建築事務所（当時は各区建築課）からの建築基準法違反事件措置依頼書（当時は違反建築物調査報告書）に基づき、建築基準法（昭和25年法律第201号）に違反する建築物の所有者、占有者及び工事施工者等に対して、是正指導及び建築基準法第9条の規定に基づく是正措置命令等の処分を行っている。

(2) 本件申立文書について

本件申立文書は、企画指導課が港南区建築課から平成4年6月2日に建築物調査報告書を受領し、その後の是正指導を行う過程で作成した文書で、指導経過や収集・取得した資料が添付されており、違反審議票、指導経過、通知書(控)、施工状況報告書、是正事項の報告書及び違反建築物調査報告書で構成されている。

(3) 条例第7条第2項第5号及び第6号の該当性について

ア 条例第7条第2項第5号では、「市の機関・・・の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさ

せるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれのあるもの」については開示しないことができると規定している。

イ 条例第7条第2項第6号では、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、・・・当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については、開示しないことができると規定している。

ウ 実施機関は、本件申立文書について、行政処分が確定していない段階であることから、公にすることにより、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれや不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがある情報であるとして本項第5号に該当するとし、また、今後の適正な是正指導に支障を及ぼすおそれがあることから本項第6号に該当するとして文書全体を非開示としている。

エ 本件処分の妥当性について検討するため、平成16年7月30日に実施機関から事情聴取を行ったところ、以下のとおり説明があった。

(ア) 是正命令等の処分を行う前に開示されると、是正指導の際の事情聴取において、違反者から率直な意見が得られなくなること及び開示すると周辺情報や陳情理由など建築事務所から提出される違反事件措置依頼書の記載が通り一遍となることなど、行政の意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれや不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがある情報であることから、本項第5号に該当し申立文書全体を非開示とした。

(イ) 監察指導課においては、建築基準法及び都市計画法に基づく違反建築物の取締り業務を行っているが、建築基準法においては、是正命令等の処分をした場合に公表しており、行政指導の段階で開示すると次のような行政運営上の支障があることから、本項第6号に該当し本件申立文書全体を非開示とした。

(ウ) 違反者が是正意欲を低下させたりして、行政指導の実効性が損なわれるなど円滑な是正指導が困難となる。

また、開示することにより処分を受ける可能性の有無がわかってしまい、違反の助長を生むなど是正指導への悪影響がある。

違反建築物に対する是正指導等は、周辺住民の通報によることが多く、違反者は通報されたとの被害者意識を持ち、かたくなな態度や過剰な自己防衛をするなど円滑な是正指導ができなくなる。

(エ) 本件申立文書の事例は、10年以上前の違反建築物の是正措置勧告をした時の資

料を開示請求されたものであるが、指導により未是正部分はあるものの一部是正を行わせたものである。しかし、10年以上を経て違反情報のみが開示されると、違反者にその情報が伝えられ、行政指導に従った違反者が、行政に対して不信感を持つなど行政運営上支障がある。

(オ) 申立人から提示された裁判所の競売物件目録の特記事項に違反建築物としては是正勧告された旨の記載があるが、これは競売物件を扱った不動産鑑定士が業務上の評価として記述したものであると思われる。

オ 前記エの事情聴取を踏まえ、当審査会で実施機関の非開示決定の妥当性について検討を行った。

まず、本項第5号の該当性についてであるが、実施機関は是正命令等の行政処分が確定していない段階であることから本号の該当性を主張している。

そもそも是正命令等の行政処分を行うケースは非常にまれであり、是正指導等の行政指導で完結する場合が大半である現実を勘案すると、行政指導で完結する建築基準法違反建築物の関係文書はいつまでも開示されないこととなること及び本件申立文書に記録されている事案においては行政指導によって、行政内部の意思決定は既に完了していると考えられることから、審議、検討又は協議に関する情報を非開示にするという趣旨に反し、本号の該当性を認めることはできない。

カ 次に、本項第6号の該当性についてであるが、是正指導の現実的な行動、関係者との折衝及び陳情者に関する情報等が詳細に記録されている部分が開示されると、確かに実施機関が主張するように、処分を受ける可能性の有無がわかってしまい違反の助長を生むことや違反者、陳情者及び周辺住民との関係において是正指導への悪影響が生じる可能性は否定できない。

しかしながら、実施機関は本号の該当性が本件申立文書全体に及ぶと主張していることから、当審査会が実施機関に本号の具体的な支障箇所及び理由を示す資料の提出を求め、その資料をもとに本件申立文書を見分し、本号に該当する箇所を個別に判断した。

(ア) 指導経過には、監察指導課が対応した陳情等の経過並びに違反建築主等に対する是正指示・指導・勧告等の経過及び内容が詳細に記録されており、開示することにより、指導対応の傾向を把握できるため、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、本号に該当する。

(イ) 違反建築物調査報告書の「陳情通報の内容」欄には、陳情等の経過及び周辺住

民との関係が記録されており、開示することにより、陳情者等に不信感及び誤解を与えるなど、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、本号に該当する。

違反建築物調査報告書の「経過及び処分に対する意見その他参考事項」欄には、当時の港南区建築課としての当該違反建築物に対する違反内容所見並びに是正指示・指導・勧告等の経過及び内容が記録されており、開示することにより、指導対応の傾向を把握されるなど、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、本号に該当する。

(ウ) 違反建築物調査報告書の添付資料である「確認申請審議票」には、当時の港南区建築課が対応した陳情、是正指示・指導・勧告等の経過及び内容が記録されており、開示することにより、指導対応の傾向を把握されるなど、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、本号に該当する。

違反建築物調査報告書の添付資料である「擁壁の安全報告書」及び「誓約書」には、工事監理者が擁壁の安全性を確認した所見及び建築主が擁壁に関し誓約したものであるが、開示することにより、指導対応の傾向を把握されるなど、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、本号に該当する

(イ) 前記(ア)から(ウ)以外については、客観的事実及び定型的な事項が記録されている部分等であって、開示することによる具体的な行政運営上の支障が認められないものであり、本号該当性を認めることができない。

(4) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件申立文書のうち違反審議票に記録されている建築主氏名及び現場地名地番、指導経過に記録されている建築主及びその他関係者の氏名及び住所、通知書（控）に記録されている建築主氏名及び建築場所地名地番、施工状況報告書に記録されている建築主氏名及び建築場所地名地番、是正事項の報告書の中に記録されている建築主氏名、違反建築物調査報告書に記録されている建築主の住所、氏名、電話番号及び職業並びに現場地名地番並びに違反建築物調査報告書の添付資料

に記録されている建築主の氏名、住所及び電話番号並びに建築場所地名地番は、本号に該当すると主張している。

ウ 本件申立文書において、実施機関が本号に該当するとして非開示とした情報のうち指導経過に記録されている建築主及びその他関係者の氏名及び住所については、前記(3)で述べたように条例第7条第2項第6号に該当し、指導経過全体を開示しないことができるとしたものであるから、本号の該当性について改めて判断するまでもないため、その余の部分について、以下検討する。

エ 本件申立文書のうち違反審議票に記録されている建築主氏名及び現場地名地番、通知書(控)に記録されている建築主氏名及び建築場所地名地番、施工状況報告書に記録されている建築主氏名及び建築場所地名地番、是正事項の報告書の中に記録されている建築主氏名、違反建築物調査報告書に記録されている建築主の住所、氏名、電話番号及び職業並びに現場地名地番並びに違反建築物調査報告書の添付資料に記録されている建築主の氏名、住所及び電話番号並びに建築場所地名地番は、個人に関する情報であって、当該情報から、又は他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものであり、本号本文に該当する。

また、実施機関が本号の該当性を主張していないが、本件申立文書のうち是正事項の報告書及びその添付資料並びに違反建築物調査報告書及びその添付資料に記録されている工事施工会社の担当者名、違反建築物調査報告書の添付資料に記録されている建築主印の印影については、個人に関する情報であって、当該情報から、又は他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものであり、当審査会が本号本文に該当すると判断した。

なお、前記で本号本文に該当するとした情報が、建築計画概要書において公表されていることから、本号ただし書ア「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するかを検討する。

当審査会が確認したところ、建築計画概要書は建築基準法第93条の2の国土交通省令で定める書類であって、閲覧の請求があった場合には、これを閲覧させなければならないものにあたり、実施機関においては各方面別の建築事務所で一般の閲覧に供されている。そして、前記で本号本文に該当するとした情報のうち建築主の住所、氏名及び電話番号並びに現場地名地番についての情報は、この建築計画概要書に記録されていることが認められることから、法令等の規定により公にされている情報と考えられ本号ただし書アに該当し、当該情報並びに当該情報と同様の情報と

考えられる建築主印の印影は開示すべきである。

なお、前記で本号本文に該当するとした情報はいずれも、本号ただし書イ及びウの規定に該当しない。

(5) 条例第7条第2項第3号アの該当性について

ア 条例第7条第2項第3号アでは、「法人その他の団体・・・に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」については開示しないことができる」と規定している。

イ 実施機関は、本件申立文書のうち施工状況報告書の添付資料である各階平面図並びに違反建築物調査報告書の添付資料である各階平面図、立面図、断面図及び矩形図の設計図書については、本号アに該当するとして非開示としている。

また、指導経過に記録されている法人名及び工事施工者名、施工状況報告書に記録されている工事監理者(法人名及び事業を営む個人名)、是正事項の報告書に記録されている工事施工者(法人名及び事業を営む個人名)並びに違反建築物調査報告書及び添付資料に記録されている設計者・監理者(法人名、事業を営む個人名、住所、電話番号及び免許番号)、工事施工者(法人名、事業を営む個人名、住所、電話番号及び建設業者登録番号)については、あわせて本号アに該当するとして非開示としているので、その妥当性を検討する。

ウ 本件申立文書において、実施機関が本号アに該当するとして非開示とした情報のうち指導経過に記録されている法人名及び工事施工者名については、前記(3)で述べたように条例第7条第2項第6号に該当し、指導経過全体を開示しないことができるとしたものであるから、本号の該当性について改めて判断するまでもないため、その余の部分について、以下検討する。

エ 本件申立文書のうち施工状況報告書の添付資料である各階平面図並びに違反建築物調査報告書の添付資料である各階平面図、断面図及び矩形図等の設計図書については、公にすることにより、設計者の技術的ノウハウが明らかとなり、法人の事業活動が損なわれ正当な利益を害するおそれがあることから、本号アに該当する。

しかし、違反建築物調査報告書の添付資料である立面図については、開示して

も、設計者の技術的ノウハウが明らかとなり、法人の事業活動が損なわれ正当な利益を害するおそれがあるとは言えず、本号に該当しない。

オ 本件申立文書のうち施工状況報告書に記録されている工事監理者(法人名及び事業を営む個人名)、是正事項の報告書に記録されている工事施工者(法人名)並びに違反建築物調査報告書及びその添付資料に記録されている設計者・監理者(法人名、事業を営む個人名、住所、電話番号及び免許番号)、工事施工者(法人名、事業を営む個人名、住所、電話番号及び建設業者登録番号)については、建築基準法第93条の2の規定により本件請求の対象となっている敷地地番の建築計画概要書によって公表されている。このことは、建築計画概要書に記載されていることをもって当該設計者、工事監理者及び工事施工者は、その法人(事業を営む個人を含む。)の本来業務をその法人の責任においてなすことを広く一般に公表しているものと考えられることから、本号アに該当しない。

また、実施機関が本号の該当性を主張していないが、本件申立文書のうち違反建築物調査報告書の欄外にメモとして記録されている陳情者に関する法人名及びその電話番号は、開示することにより、法人の名誉、社会的評価等が損なわれるおそれがあることから、当審査会が本号アに該当すると判断した。

なお、実施機関が是正事項の報告書に記録されているとする工事施工者(事業を営む個人名)は工事施工会社の担当者氏名であり、前述の(4)条例第7条第2項第2号に該当すると判断した。

(6) 条例第7条第2項第4号の該当性について

ア 条例第7条第2項第4号では、「公にすることにより、人の生命、身体、財産等の保護その他の公共の安全の確保及び秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報」については開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件申立文書のうち施工状況報告書の添付資料である各階平面図、違反建築物調査報告書の添付資料である各階平面図、断面図及び矩形図、是正事項の報告書の添付資料である1階床コンクリート打ち込み写真、施工状況報告書に記録されている工事監理者印の印影、是正事項の報告書に記録されている工事施工者印の印影並びに違反建築物調査報告書の添付資料に記録されている建築主印及び設計者印の印影は、本号に該当するとして非開示としている。

ウ 本件申立文書において、実施機関が本号に該当するとして非開示とした情報のうち施工状況報告書の添付資料である各階平面図並びに違反建築物調査報告書の

添付資料である各階平面図、断面図及び矩形図については、前記(5)で述べたように条例第7条第2項第3号アに該当し、開示しないことができるとしたものであるから、本号の該当性について改めて判断するまでもないため、その余の部分について、以下検討する。

本件申立文書のうち施工状況報告書に記録されている工事監理者印の印影及び違反建築物調査報告書の添付資料に記録されている設計者印の印影は、当該建築士事務所を管理する建築士（以下「管理建築士」という。）のものであり、これら印影を公にすると、偽造されるなど第三者に悪用されて当該建築士事務所及び管理建築士の財産等の保護に支障が生ずるおそれがあるため、本号に該当する。

しかし、実施機関が是正事項の報告書に記録されているとする工事施工者印の印影については、工事施工会社印の印影であることが認められるため、本号該当性は認められず、前述の(5)条例第7条第2項第3号アにおいて判断し、違反建築物調査報告書の添付資料に記録されている建築主印の印影については、必ずしも実印等の認証機能を有する印を押印することが予定されていないため、本号該当性は認められず、前述の(4)条例第7条第2項第2号において判断した。

本件申立文書のうち是正事項の報告書の添付資料である1階床コンクリート打ち込み写真について、実施機関は1階部分の間取りに関連するため、公にすることにより、家屋の構造等が明らかにされ、使用者等が犯罪の被害者となるおそれがある情報であるとしているが、当審査会が1階床コンクリート打ち込み写真を見分したところ、1階部分の間取りが判明するとまでは言えないことから、本号には該当しない。

(6) 結 論

以上のとおり、実施機関が、本件申立文書のうち、別表に示した部分を条例第7条第2項第2号、第3号ア、第4号又は第6号に該当するとして非開示とした決定は妥当であるが、その余の部分は開示すべきである。

別表 実施機関が非開示とした情報のうち、当審査会が条例第7条第2項第2号、第3号ア、第4号又は第6号に該当し、開示しないことができると判断した部分

構成文書名		非開示条項及び非開示情報			
		2号	3号ア	4号	6号
指導経過					全体
施工状況報告書	報告書			工事監理者印の印影	
	添付資料		各階平面図		
是正事項の報告書	報告書	工事施工会社の担当者名			
	添付資料	工事施工会社の担当者名			
違反建築物調査報告書	報告書	建築主の職業、工事施工会社の担当者名	陳情者に関する法人名及びその電話番号		「陳情通報の内容」欄 「経過及び処分に対する意見その他参考事項」欄
	添付資料	工事施工会社の担当者名、	各階平面図、断面図及び矩形図	設計者印の印影	「確認申請審議票」全体 「擁壁の安全報告書」全体 「誓約書」全体

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成15年9月2日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成15年9月19日 (第20回第一部会) 平成15年10月10日 (第21回第二部会)	・諮問の報告
平成15年10月17日	・異議申立人から意見書を受理
平成16年3月19日 (第284回審査会)	・部会で審議する旨決定
平成16年6月18日 (第38回第二部会)	・審議
平成16年7月23日 (第40回第二部会)	・異議申立人の意見陳述 ・審議
平成16年7月30日 (第41回第二部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成16年8月20日 (第42回第二部会)	・審議
平成16年8月27日 (第43回第二部会)	・審議
平成16年9月10日 (第44回第二部会)	・審議
平成16年10月8日 (第46回第二部会)	・審議
平成16年10月29日 (第48回第二部会)	・審議
平成16年11月19日 (第49回第二部会)	・審議
平成16年11月26日 (第50回第二部会)	・審議
平成16年12月3日 (第51回第二部会)	・審議